

研削盤(グライнда)による 災害を防止するために

研削盤での金属の研削やバリ取りなどの作業では、①手がすべってといしに触れた、②加工品をといしに巻き込まれたり、カバーとといし、又は受け台とといしにはさまれるなどして、手がといしに触れた、③といしが割れてその破片が体に当たった、④削り粉が眼に入った、などの災害が発生するおそれがあります。

家内労働法及び家内労働法施行規則では、このような災害の発生を防止するために、委託者、家内労働者又は補助者が、それぞれ行わなければならないことや守らなければならないことについて、次のように定めています。

1 委託者が講じなければならない措置

(1) 委託している業務に関して、研削盤や研削といしを家内労働者に譲渡したり、貸与したりする場合には、次のことを行わなければならないことになっています。

イ 研削盤や研削といしが、研削盤等構造規格に適合していることを確認すること。

ロ 研削盤の原動機、回転軸、プーリー、ベルト等で巻き込まれたりするなど作業者に危険を及ぼすおそれのある部分には、囲い、覆いを設けるなど必要な防護措置を講じること。

ハ 災害を防止するために必要な注意事項を記載した書面を家内労働者に交付すること（この書面に記載する事項は裏面にありますので、これを活用して下さい）。

(2) 家内労働者又は補助者が、災害防止のために安全装置やその他の設備を設置しようとするときには、必要な援助を行うように努めなければなりません。

2 家内労働者及び補助者が守らなければならない事項

(1) 委託者から、災害を防止するために必要な注意事項を記載した書面（例えば裏面）を交付されたときは、その書面を作業場の見やすい場所に掲示しておかなければなりません。

そして、この注意事項を守るように努めなければなりません。

(2) 委託者以外の者から購入した研削盤で、研削といしの覆いや、防護措置（1-(1)参照）がないものについては、研削といしの覆いを取り付けたり、囲いを設けたりするなど必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

〈災害事例〉 家内労働者（男性、41歳）が、グライндаでポットの口の研
ま作業をしていたところ、研削といしの一部が破壊し、その破片が頭に当
たり挫創を負った。

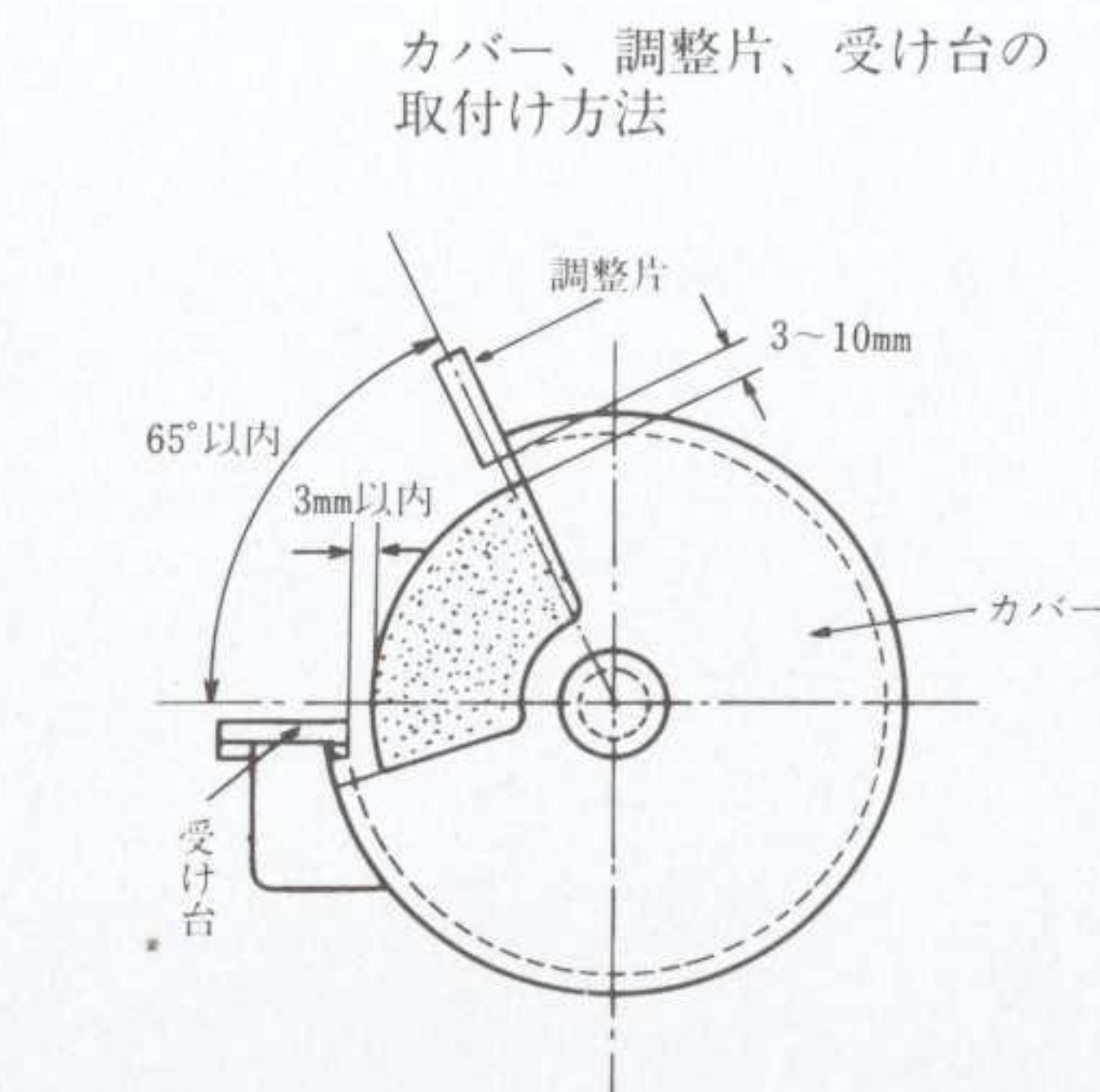
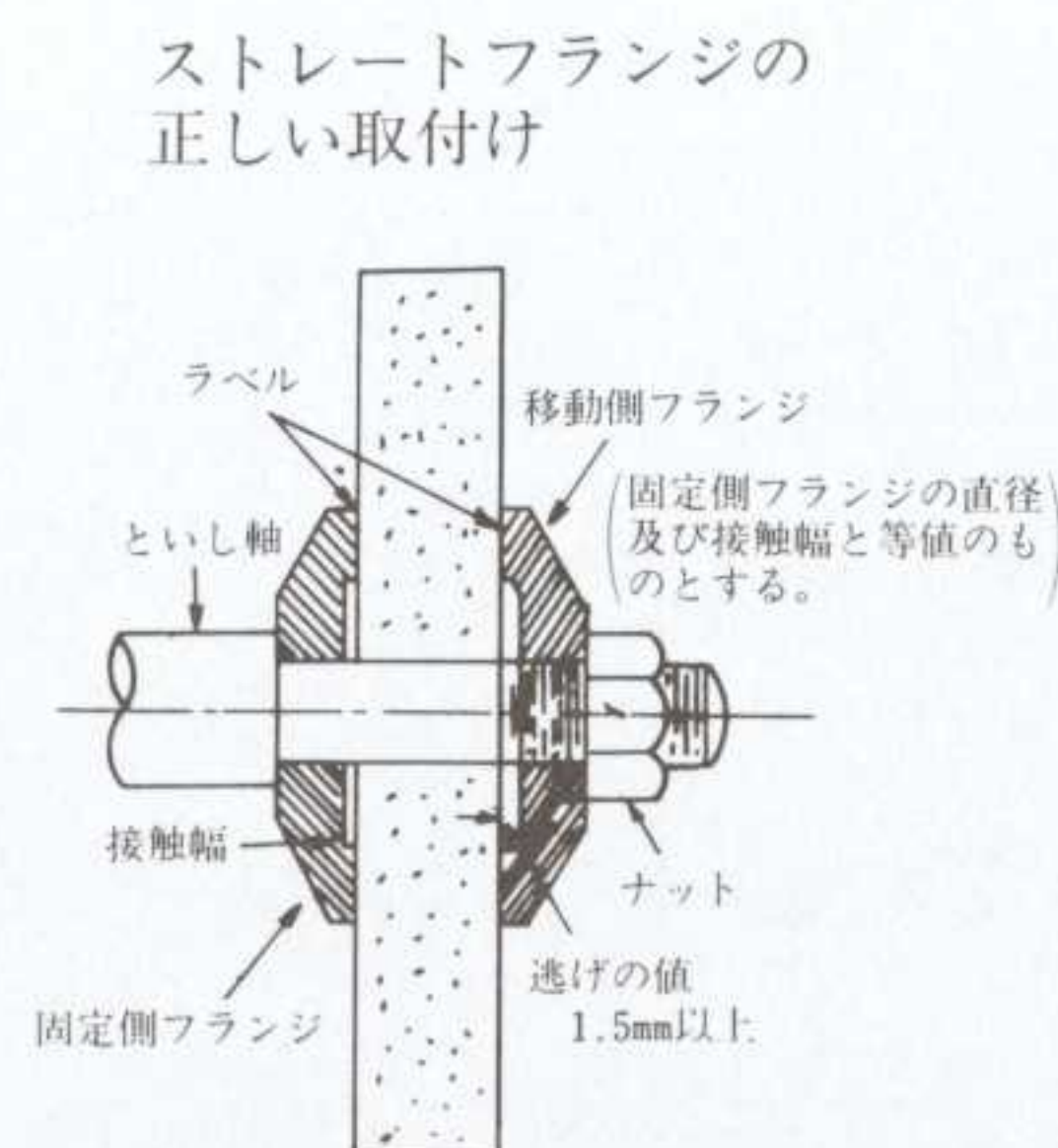
家内労働法についての御相談は下記へ。

労働基準局（賃金課）

労働基準監督署

研削作業の心得

- 一 研削といしは、決められた最高使用周速度を超えて使用しないこと。
- 二 その日の作業を開始する前には、一分間以上試運転をすること。
- 三 研削といしを取り替えた場合には、三分間以上試運転をすること。
- 四 側面を使用することを目的とする研削といし以外は、研削といしの側面を使用しないこと。
- 五 研削といしには、堅固なカバーを取り付けること。
- 六 ストレートフランジの直径は研削といしの直径の三分の一以上とし、左右同径のものを正しく取り付けると。



- 七 研削といしとカバー又はカバーの調整片及び受け台との間隔は、それぞれ一〇ミリメートル、三ミリメートル以内に保つようにすること。
- 八 研削といしの開口角は、六五度以内とすること。
- 九 作業中は、なるべく研削といしの回転方向から身体的位置をずらすこと。
- 十 研削といしは、ころがしたり、落としたり、ぶついたりしないこと。
- 十一 局所排気装置を設置し、粉じんの発散を防止すること。ただし、局所排気装置の設置が困難な場合には、作業中は、防じんマスクを使用すること。